



# 山形県公報

平成24年12月21日（金）  
第2404号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1369
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1370
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…1371
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1372
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 同……………（同）…1373
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………同

### 公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用対策課）…同
- 一般競争入札の公告……………（中央病院）…1374

## 告 示

### 山形県告示第1157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| ラ イ ン 薬 局         | 新庄市堀端町6番24号         | 平成24. 11. 1 |
| い ち か わ 整 形 外 科   | 山形市上町三丁目12番12号      | 同 12. 1     |

|             |               |   |
|-------------|---------------|---|
| 東 谷 心 療 内 科 | 天童市南町三丁目2番16号 | 同 |
|-------------|---------------|---|

## 山形県告示第1158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称  | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日        |
|--------------------|---------------------|--------------|
| マ ル フ ク 調 剤 薬 局    | 新庄市堀端町6番24号         | 平成24. 10. 31 |
| 調 剤 薬 局 ツルハドラッグ成沢店 | 山形市成沢西一丁目6番9号       | 同 11. 30     |

## 山形県告示第1159号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの<br>種類 | 定 員 | 指定年月日        |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|-----|--------------|
| 株式会社セスナー<br>東置賜郡高島町大字入生田2057<br>番地2 | 自立支援センター 竹とんぼ<br>東置賜郡高島町大字金原<br>2514番地1 | 就労継続支援（B<br>型）  | 20名 | 平成24. 12. 14 |

## 山形県告示第1160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類 | 指定年月日        |
|-------------------------|---------------------------------------|---------|--------------|
| 社会福祉法人正覚会               | こもればの郷浜中<br>酒田市浜中宇上村378番1             | 通 所 介 護 | 平成24. 10. 31 |
| 株式会社ヒューマン・ケア・<br>プロジェクト | 瑞穂の郷デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 通 所 介 護 | 同 11. 14     |
| ケアサポートひばり有限会社           | デイサービスまごころひばり<br>酒田市こあら三丁目6番18        | 通 所 介 護 | 同 11. 29     |

## 山形県告示第1161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|---------------------------------------|----------|--------------|
| 社会福祉法人正覚会            | こもれびの郷浜中<br>酒田市浜中字上村378番1             | 介護予防通所介護 | 平成24. 10. 31 |
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト  | 瑞穂の郷デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防通所介護 | 同 11. 14     |
| ケアサポートひばり有限会社        | デイサービスまごころひばり<br>酒田市こあら三丁目6番18        | 介護予防通所介護 | 同 11. 29     |

## 山形県告示第1162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類    | 廃止年月日       |
|----------------------|----------------------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人朝日ぶなの木会        | であい指定訪問入浴介護事業所<br>鶴岡市熊出字東村157番地2 | 介護予防訪問入浴介護 | 平成24. 9. 10 |

## 山形県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 寒河江市大字寒河江字赤田62番1から<br>同 南町三丁目60番2まで | 旧    | 34.5メートル<br>} 16.7 | 36<br>メートル |
| 同 上                                 | 新    | 36.3メートル<br>} 16.7 | 同 上        |

## 山形県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字寒河江字赤田62番 1 から  
同 南町三丁目60番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月21日

**山形県告示第1165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月21日から平成25年1月3日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                          |
|--------------------------------------------|------|---------------------------------------|------------------------------|
| 米沢市大字梓川字道上891番 1 から<br>同 大字長手字鬼釜1663番 3 まで | 旧    | 23.0 <small>メートル</small><br>}<br>6.0  | <small>メートル</small><br>1,956 |
| 同 上                                        |      | 48.0 <small>メートル</small><br>}<br>13.0 | <small>メートル</small><br>1,440 |
| 同 上                                        | 新    | 48.0 <small>メートル</small><br>}<br>13.0 | 同 上                          |

**山形県告示第1166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月21日から平成25年1月3日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字梓川字道上891番 1 から  
同 大字長手字鬼釜1663番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月21日

**山形県告示第1167号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上川上流域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年11月6日から平成25年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

**山形県告示第1168号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山辺町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山辺町内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年12月14日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画）

**山形県告示第1169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
新庄市十日町地域から大字昭和地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年6月25日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第78号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、313人である。

平成24年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

**公 告**

山形県労働委員会の第42期委員の任期が平成25年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成24年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
  - (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

(1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書

(2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 定款、寄附行為又は団体規約等の写し

4 推薦期間

平成25年1月11日（金）から同年2月1日（金）まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名 ⑩

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生 ( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、人工心肺システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年12月21日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成25年1月30日（水） 午前9時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 人工心肺システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月29日
- (4) 納入場所 山形県立中央病院

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け山形県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された製作（機器構成等）仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課用度係  
電話番号023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作（機器構成等）仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成25年1月18日（金）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課用度係に提出すること。  
この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Heart-Lung Machine System: 1
- (2) Time-limit for tender: 9:30 A. M. January 30, 2013
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623